

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録基準

1 規模（面積）

一般住宅	共同居住型住宅（シェアハウス）※
・各住戸の床面積が25㎡以上 （ただし、共同利用に適した台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室がある場合は18㎡以上）	・各専用部分の床面積が9㎡以上 ・住宅全体の面積が15㎡×居住人数+10㎡以上

※共同居住型住宅（シェアハウス）について

- ・共同利用する居間、食堂、台所、その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅が対象。
- ・各専用部分の定員は1名。※ひとり親世帯については、県供給促進計画で緩和（後述）
- ・各専用部分の床面積には、専用部分に備付けの収納設備の床面積を含み、他の設備の床面積は含まない。
- ・居住人数には、当該住宅に居住する賃貸人も含む。

2 構造

① 消防法、建築基準法等に違反しないものであること
② 耐震性があること（新耐震基準に適合していること）※

※旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に着工）の建物であっても耐震性があれば登録可能

3 設備

一般住宅※	共同居住型住宅（シェアハウス）
・各住戸が台所、便所、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えること （ただし、台所、収納設備及び浴室又はシャワー室は、共同利用に適したのものがある場合、各住戸に備えなくてもよい。）	・住宅の専用部分か共有部分のいずれかに、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室及び洗濯室又は洗濯所を備えること ・便所、洗面設備及び浴室又はシャワー室は定員5人に1つ以上の割合で備えること（例えば、定員4人であれば各設備は1つ、6人であれば2つ必要）

※平成30年7月10日の改正により、一般住宅の洗面設備は必須でなくなりました。

4 賃貸条件 その他

① 入居を不当に制限しないこと
② 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
③ 国の基本方針及び地方自治体の供給促進計画に照らして適切なものであること

5 県供給促進計画で定める登録基準等の緩和・制限

- ① 共同居住型住宅（シェアハウス）のひとり親世帯の入居基準の緩和
ひとり親世帯については、同居者が中学校就学前の乳幼児・児童である場合、入居を認める
- ② 要配慮者の生命及び財産を守るため、次の区域内の住宅については登録を制限
 - ・地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域
 - ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - ・土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域